平成23年3月31日規則第3号

改正

令和4年3月16日規則第4号

鹿角市地上デジタル放送受信施設条例施行規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、鹿角市地上デジタル放送受信施設条例(平成23年鹿角市条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
 - (使用許可)
- 第2条 条例第5条第1項の規定により受信施設を使用しようとするものは、鹿角市地上デジタル放送受信施設使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。許可を受けたもの(以下「使用者」という。)が、許可を受けた事項の変更をしようとする場合も同様とする。
- 2 市長は、前項の規定により使用を許可した場合は、鹿角市地上デジタル放送受信施 設使用許可書(様式第2号)を交付する。

(許可の取消し等)

第3条 市長は、条例第7条第1項の規定により許可を取り消し、使用の中止又は停止を命ずる場合は、その理由を書面で使用者に通知するものとする。ただし、緊急である場合は、この限りでない。

(使用料の徴収等)

- 第4条 条例第12条第1項に規定する使用料の徴収に係る基準日は、当該年度4月1日 とする。
- 2 使用料の徴収は、口座振替の方法により行うものとする。ただし、口座振替の方法 が難しいと市長が認めたときは、納付書により納付することができる。
- 3 使用料の納期限は、毎年度4月30日(条例第12条第2項に規定する共同受信装置を 利用する場合の使用料については6月30日)とする。

(使用料の免除)

- 第4条の2 条例第13条の規定により使用料の全部を免除することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく扶助を受けているとき。
 - (2) 次のいずれかに該当するものが世帯に属するとき。
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けているもの
 - イ 戦傷病者手帳の交付を受けているもの
 - ウ 療育手帳の交付を受けているもの
 - エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの
 - (3) 市の公共施設であるとき。
- 2 使用料の免除を受けようとするものは、鹿角市地上デジタル放送受信施設使用料免除申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、免除を受けようとする事由を証明する書類を添付しなければな らない。ただし、第1項第3号の事由である場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による申請者が、市が免除の判定に必要な情報を関係機関から取得す

ることに同意している場合は、前項の書類の添付を省略することができる。

5 市長は、第2項の申請書を受理したときは、内容を審査し、鹿角市地上デジタル放送受信施設使用料免除承認(不承認)通知書(様式第4号)により、申請者に通知する。

(振替日)

- **第5条** 振替日は納期限とする。ただし、納期限の日以降に再振替を行うことができる。 (その他)
- 第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年度の使用料の特例)

2 第4条第3項の規定にかかわらず、平成23年度の使用料の納期限は、平成23年8月 31日とする。

附 則(令和4年3月16日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第	1号	(第2	条関係)
コか エレンコ	'''	(2)1	

鹿角市地上デジタル放送受信施設使用許可申請書

年 月 日

鹿角市長 様

地上デジタル放送の視聴のため、鹿角市地上デジタル放送受信施設を使用したいので、次のとおり申請します。

使用受信施設名				
使用開始年月日	年	月	日	
申請者氏名				
住所 (所在)				
電 話 番 号				

(添付書類)

受信施設に共同受信装置を接続して使用する場合は、当該共同受信装置を使用する住居及び事業所の一覧を添付すること。

様式第2号 (第2条関係)

鹿角市地上デジタル放送受信施設使用許可書

 第
 号

 年
 月

 日

様

鹿角市長

印

年 月 日付けで申請のあった鹿角市地上デジタル放送受信施設の使用を次のとおり許可します。

HA	設の使用を外のとわり計りしまり。				
受	信 施	設	の名	称	
使	用		目	的	地上デジタル放送の視聴のため
使	用開	始	年月	日	年 月 日
使	用	料	の	額	
使	用料	の	納其	用限	
許	可	D	条	件	 1 定められた期限までに使用料を納付すること。 2 常に善良な管理者の注意をもって使用すること。 3 第三者に使用させてはならないこと。 4 使用目的以外の目的に使用しないこと。 5 引込設備の移転又は変更する必要が生じた場合は、速やかにその旨を申し出て承認を受けること。 6 引込設備は市に帰属するものであることを承諾すること。

様式第3号 (第4条の2関係)

鹿角市地上デジタル放送受信施設使用料免除申請書

年 月 日

鹿角市長 様

鹿角市地上デジタル放送受信施設使用料の免除を受けたいので、鹿角市地上デジタル放送受信施設条例施行規則(平成 23 年鹿角市規則第3号)第4条の2第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

	福品
氏名又は名称	
住所又は所在地	
電話番号	
設 置 場 所	〒 鹿角市
申 請 事 由 (いずれかに〇)	鹿角市地上デジタル放送受信施設条例施行規則第4条の2第1項 1 第1号 生活扶助受給 2 第2号ア 身体障害者手帳交付 3 第2号イ 戦傷病者手帳交付 4 第2号ウ 療育手帳交付 5 第2号エ 精神障害者保健福祉手帳交付 6 第3号 市の公共施設

同 意 書

私は、鹿角市地上デジタル放送受信施設使用料の免除の判定に必要である個人情報を、 市が関係機関から取得することに同意します。

申請者の氏名又は名称

(本人署名)

様式第4号 (第4条の2関係)

鹿角市地上デジタル放送受信施設使用料免除承認(不承認)通知書

年 月 日

樣

鹿角市長

年 月 日付けで申請のありました鹿角市地上デジタル放送受信施設使用料の 免除について、鹿角市地上デジタル放送受信施設条例施行規則(平成23年鹿角市規則第3 号)第4条の2第5項の規定により、下記のとおり通知します。

記

通知内容	承認(全額免除) ・ 不承認
免除承認 (不承認) 理 由	